

<年金分割の調停（審判）を申し立てる方へ>

1 概要

離婚時年金分割制度における年金の按（あん）分割合（分割割合）について、当事者間の話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、家庭裁判所に対して按（あん）分割合を定める調停又は審判の申立てをすることができます。ただし、離婚した日の翌日から起算して2年を経過した場合には、この申立てをすることはできません。

なお、離婚調停の申立てに伴って年金分割の割合について話し合いたい場合には、夫婦関係調整調停（離婚）の手続を利用してください。

調停の申立てがあると、当事者双方を呼び出して調停期日が開かれます。調停期日では、調停委員会が按（あん）分割合について話し合うための手続を進めます（なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。）。

審判の申立てがあると、裁判官が書面照会等により相手方の意見も聴いた上、按（あん）分割合を決定する審判を行います。

なお、家庭裁判所の調停や審判で按（あん）分割合が定められた場合、実際に年金分割制度を利用するためには、一定の期限内に当事者のいずれか一方から、年金事務所（厚生年金の場合）又は各共済年金制度の窓口において、年金分割の請求（標準報酬改定請求等）手続を行う必要があります（家庭裁判所の審判や調停に基づき自動的に分割されるわけではありませんのでご注意ください。）。

2 申立人

- ・離婚した元夫
- ・離婚した元妻

※ 法律に定める一定の場合には、事実上の婚姻関係にあったと認められる方も対象となる場合があります。

3 申立先

【調停の場合】

相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

【審判の場合】

申立人又は相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

- ・相手方の住所地が徳島県内の場合の申立先は、次のとおりです。

(相手方の住所地)	(申立先)
徳島市、小松島市、阿波市、鳴門市、吉野川市、名東郡 板野郡、勝浦郡、名西郡	徳島家庭裁判所
阿南市、那賀郡	徳島家庭裁判所阿南支部
海部郡	徳島家庭裁判所牟岐出張所
美馬市、美馬郡	徳島家庭裁判所美馬支部
三好市、三好郡	徳島家庭裁判所池田出張所

4 申立てに必要な費用

【調停の場合】

- (1) 収入印紙 1200円分（情報通知書1通につき）
- (2) 郵便切手 100円×2枚、84円×8枚、20円×2枚、10円×5枚
（合計962円分）

【審判の場合】

(1) 収入印紙

ア 1200円（情報通知書1通につき）（申立手数料）

イ 150円分（情報通知書1通につき）（確定証明書申請手数料）

(2) 郵便切手 500円×4枚、100円×4枚、84円×6枚、20円×5枚、10円×5枚

（合計 3054円分）

（郵便切手については、必要に応じて追加で納付をお願いすることがあります。）

※ 収入印紙と郵便切手は、当裁判所内では販売しておりませんので、郵便局などで購入してください。

5 申立てに必要な書類

(1) 申立書とその写し各1通

① 申立書の写しは、原則として相手方に送付することになります。

② 申立書は、裁判所用、相手方用、申立人（あなた）用として3通（相手方用及び申立人用は裁判所用のものをコピーしたものでも可）作成し、そのうち2通を提出してください。

③ 相手方にあなたの連絡先（住所や電話番号等）を知られたくない場合は、申立書の住所欄に「非開示」と記載してください。

④ (3)の年金分割のための情報通知書写しも申立書に添付してください（この際に、情報通知書には請求者の住所が記載されていることがありますので、非開示を希望する場合は、7(1)のとおり住所部分を隠した上でコピーしてください。）。

(2) ①連絡先等の届出書

②進行に関する照会回答書

(3) 年金分割のための情報通知書原本（各年金制度ごとに必要となります。）

※ 情報通知書の請求は、厚生年金の場合は年金事務所、その他の共済年金の場合は各共済年金制度の窓口にお問い合わせください。

※ 情報通知書は、離婚後（又は事実上の婚姻関係の解消後）に交付されたものを提出してください。

※ 情報通知書は、各年金制度及び年金分割の対象期間ごとに作成されます。年金の種類又は対象期間が複数ある場合には、それぞれについて情報通知書が必要です。例えば、複数の年金制度への加入歴がある方の場合には、分割を求める各年金制度ごとに情報通知書を入手する必要があります。

※ 情報通知書は、年金の種類や対象期間が複数ある場合には、それぞれについて情報通知書が必要です。厚生年金の場合は年金事務所、その他の場合は各共済年金制度の窓口にお問い合わせください。

※ 情報通知書は、今後の手続に備えて、手元にコピーを残されることをお勧めします。

6 調停手続に必要な書類

調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。

7 資料の提出方法、資料の閲覧・謄写（コピー）について

(1) 裁判所に提出する資料に他方当事者及び裁判所にも知られたくない情報が部分的にある場合は、該当部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所や勤務先、年金分割のための情報通知書上の住所等）を隠した上でコピーしたものを提出してください。

※ 原本にマジック等で黒塗りすると、後で原本が必要になった場合に利用できなくなりますので注意してください。また一度提出された資料は返却できませんので注意してください。

(2) 裁判所に提出する資料について、他方当事者にその全部又は一部の情報の非開示を希望する場合は、別添の「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の次に当該資料を付けてホッチキスで止めるなど一体として提出してください（相手方にあなたの連絡先（住所

や電話番号等)を知られたくない場合は、5(2)①の「連絡先等の届出書」には、必ず「非開示の希望に関する申出書」を添付してください。

- (3) 裁判所に提出された資料等については、非開示の希望が出されている資料も含め、他方当事者は、閲覧・謄写(コピー)の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうかを判断します。非開示希望が出されても、場合によっては閲覧・謄写の対象となることがあります。

非開示を希望する資料の提出方法イメージについて

上記(1)の場合

住所 [REDACTED] 氏名 裁判 太郎
【提出方法】 知られたくない情報(住所や勤務先等)を隠した上でコピーして提出する。

上記(2)の場合

非開示の希望に関する申出書 (別添)
【提出方法】 非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入し、資料をホッチキス等でとめて一体として提出する。

- (4) 調停が不成立で終了し審判手続が開始された場合には、調停手続中に提出された資料等のうち、裁判官が審判手続の審理に必要と判断した資料等は、閲覧・謄写(コピー)の申請があれば、原則として許可されることとなります。

8 調停の進め方について

調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2～3時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくこととなります。詳しくは別添のQ&Aをご覧ください。

徳島家庭裁判所 家事調停係

〒770-8528 徳島市徳島町1丁目5番地1

電話 (088) 603-0148